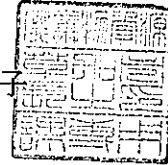


一般廃棄物収集運搬業許可証

令和7年(2025年)6月1日

草加市長 瀬戸 百合子



次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により許可します。

第 22 号

住 所 [法人の方は、主たる 事務所の所在地]	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
名 称	東武商事株式会社
氏 名 [法人の方は、代表者 の氏名]	小林 増雄
取扱廃棄物の種類	特定家庭用機器廃棄物
収集、運搬の別	運搬
業務の区域	草加市内の指定引取場所への特定家庭用 機器廃棄物の運搬
許可の有効期間	令和7年(2025年)6月1日～令和9年(2027年)5月31日
許可の条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、草加市廃棄物の処理 及び再利用に関する条例、その他関係法令を遵守すること。 2 特定家庭用機器廃棄物は、松伏町、吉川市から排出されるも のに限る。 3 運搬は、許可車両を使用すること。 4 排出元自治体の一般廃棄物収集運搬許可が失効した場合は、 直ちに本許可証を返納すること。

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」